

3月17日まで受付

正しい申告



▲期限間近は大変混みあいます。早めの準備で申告を

私たちの生活は、国や県、市町村の公共サービスと深く結びついており、いろいろな公共サービスを受けながら毎日を暮しています。

これら公共サービスを行うための大重要な財源は、みんなさんの納めた税金によって賄われています。

今年も確定申告・住民税申告の時期を迎え、申告にあたつての手続等についてお知らせします。

日時・会場
2月17日㈪～2月27日㈫
役場税務課

所得税の納付は期限内に

平成8年分所得税の納期は、申告書の提出期限と同じ3月17日㈪です。必ずお近くの金融機関で納付して下さい。

- ①計算間違い、記載もれ、欄違いはないか。
- ②添付書類の不足はないか。
- ③印鑑（2ヶ所）の押し忘れはないか。

申告書提出前に再チェック

この申告は、平成8年中の所得を申告するものです。
これにより、平成8年分所得税、平成9年度分の町民税、国民健康保険税の課税基礎になるとともに、各種証明の発行や国民健康保険税の軽減、老齢福祉年金、老人医療、児童福祉手当などの給付にも必要な大切な資料となります。収入の有無にかかわらず、必ず申告して下さい。

町では、2月17日から3月17日まで次のとおり申告の相談を行います。

◎申告期限間際になりますと大変混雑しますので、申告書は早めに提出しましょう。

○その他申告に必要なもの

○事業所得（営業・農業等）の方は、収入金額や必要経費のわかる売上伝票、帳簿類、通帳などと償却資産関係のわかるもの

○勤めの方は源泉徴収票○借地などのある方は、その領収書

税理士による無料相談

- ・3月3日㈪
- ・午前9時30分～午後3時30分
- ・役場第1・2会議室

- 譲渡・所得税
2月27日㈭・3月3日㈪
- 所得・消費税
3月7日㈮・3月10日㈪
- ・いずれも午前9時30分～午後4時
- ・役場第1・2会議室

申告書の提出はお早めに！

今年も申告の時期が近づいてきましたが、決算はお済みですか。

今年の申告受付期間は、土・日曜日に当たるため、いつも年の年と少しづれ2月17日から3月17日までとなります。

この申告は、平成8年中の所得を申告するものです。

これにより、平成8年分所得税、平成9年度分の町民税、国民健康保険税の課税基礎になるとともに、各種証明の発行や国民健康保険税の軽減、老齢福祉年金、老人医療、児童福祉手当などの給付にも必要な大切な資料となります。収入の有無にかかわらず、必ず申告して下さい。

町では、2月17日から3月17日まで次のとおり申告の相談を行います。

○事業所得（営業・農業等）の方は、収入金額や必要経費のわかる売上伝票、帳簿類、通帳などと償却資産関係のわかるもの

○勤めの方は源泉徴収票○借地などのある方は、その領収書

持参するもの

- 事業所得（営業・農業等）の方は、収入金額や必要経費のわかる売上伝票、帳簿類、通帳などと償却資産関係のわかるもの

- 勤めの方は源泉徴収票
- 借地などのある方は、その領収書